

# 大分県報

令和八年  
第六九五号  
四月七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

心急入院指定病院の指定.....	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請.....	二
土地改良区の定款変更認可.....	五
地籍調査の成果の認証.....	五
道路の供用開始(二件).....	六
大分県土地利用基本計画の変更.....	六
教育委員会告示	
博物館の登録.....	六
公 告	
競争入札参加者の資格に関する公示.....	七
一般競争入札の実施.....	八

### 〇告 示

**大分県告示第百八十三号**  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条の七第一項に規定する心急入院指定病院として、次の精神科病院を指定した。  
 令和八年四月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

精神科病院の名称

所在地

指定期間

医療法人 積善会  
千嶋病院

豊後高田市呉崎七三八番地一

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 慈愛会  
向井病院

別府市堀田町二〇番一三三号

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 哲世会  
鶴見台病院

別府市莊園町六六番二七号

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 山本記念会  
山本病院

別府市光町一四番三三三号

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人社団 親和会  
衛藤病院

大分市大字上判田三四三三番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 善慈会  
大分丘の上病院

大分市大字竹中一四〇三番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 同仁会  
大分下郡病院

大分市大字下郡一四一〇番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 明和会  
佐藤病院

大分市桜ヶ丘七番六七号

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 至誠会  
帆秋病院

大分市大字大分四七七二番地の二

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人社団 淵野会  
淵野病院

大分市坂ノ市中央五丁目一番二二号

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人社団 青樹会  
リバーサイド病院

大分市大字宮崎六番地の三

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 とよみ会  
仲宗根病院

大分市大字小野鶴一三五三番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 雄仁会  
加藤病院

竹田市大字竹田一八五五番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

医療法人 向心会  
大貞病院

中津市大字中原八番地

令八・四・一から  
令十一・三・三二まで

令和八年四月七日

大分県報(告示)



りん含有量

mg/L

二〇

二〇

令和八年四月七日

大分県報(告示)

三

4 変更しようとする特定施設の構造及び使用の方法

区	種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用開始時間	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の状態の値				
										項目	単位	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量
変更前	洗浄施設	一五〇kg/h	既設	既設	既設	連続	八時間	なし	通常値	通常値	七・三〇	二五〇	二八〇	二五〇	二五〇	
									最大値	最大値	七・三〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	
									同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
									同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
変更後	同上	同上	許可後	許可後	許可後	同上	同上	同上	通常値	通常値	同上	同上	同上	同上	同上	
									最大値	最大値	同上	同上	同上	同上	同上	
									同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
									同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	



国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。  
 令和八年四月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	令五・七・六から令七・二・二六まで	大分市豊海一〜二丁目地籍図及び地籍簿	大分市豊海一〜二丁目	令八・三・二四
大分市	令五・七・一二から令七・二・二七まで	大分市中島東一〜三丁目地籍図及び地籍簿	大分市中島東一〜三丁目	令八・三・二四
竹田市	令四・六・二五から令七・三・五まで	竹田市久住町大字有氏の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市久住町大字有氏の一部	令八・三・二四
竹田市	令五・六・二一から令七・三・六まで	竹田市大字穴井迫の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字穴井迫の一部	令八・三・二四
豊後大野市	令五・六・二八から令七・二・三まで	豊後大野市大野町片島の一部の地籍図及び地籍簿	豊後大野市大野町片島の一部	令八・三・二四

**大分県告示第百八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和八年四月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年四月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日

**大分県告示第百八十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和八年四月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和八年四月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道四浦港津井浦線	佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六番五から佐伯市上浦大字最勝海浦字大浜一六一番一八まで	令八・四・七

**大分県告示第百八十九号**

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和八年三月十九日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。  
 なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和八年四月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 大分県土地利用基本計画図の変更
- 一次の市町における森林地域の縮小
  - 大分市、中津市、臼杵市、由布市及び日出町

**○教育委員会告示**

**大分県教育委員会告示第四号**

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十一条の規定により、博物館として令和

八年三月十八日次のとおり登録した。

令和八年四月七日

大分県教育委員会

名称	所在地	設置者
公益財団法人二階堂美術館	速見郡日出町大字川崎八三七番地六	公益財団法人二階堂美術館
別府大学附属博物館	別府市桜ヶ丘五―二	学校法人別府大学
大分香りの博物館	別府市北石垣四八―一	学校法人別府大学

## ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年四月七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 一 調達をする物品等の種類  
大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約
- 二 競争入札の参加者の資格
  - 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
    - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者
    - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
    - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し

ていない者

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
  - (五) 国税又は大分県税を滞納している者
  - (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
    - (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
    - (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度。以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
- (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
  - (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
  - (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
  - (五) その他知事が必要と認める事項
- 三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
    - 1 申請の方法  
入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
    - 2 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二九六八
    - 3 申請の時期  
令和八年四月七日から同月二十二日までとする。  
なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
  - 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
    - 1 有効期間

令和八年四月七日

大分県報（教育委告示・公告）

<p>入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。</p> <p>2 更新手続 令和八年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請を行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</a></p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を有する者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合 (三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合</p> <p>2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を有する者に通知するものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和八年四月七日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類 大分県警察統合情報通信ネットワーク用端末等賃貸借契約 (2) 借入期間 令和九年一月一日から令和13年12月31日まで（60か月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p>	<p>(3) 納入期限 令和八年12月28日</p> <p>(4) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p> <p>2 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを停めている者であること。</p> <p>(4) この公告の日から10に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつてい事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p>
---	---

<p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(6) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。</p> <p>紙による入札参加を希望する場合は、4に定める手続によること。</p> <p>(7) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和8年5月18日(月)午後5時までに大分県警察本部警務部情報管理課に提出し、審査を受け、承認を受けた者であること。</p> <p>4 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>電子入札システムにより入札参加申請を、令和8年4月7日(火)午前10時から同年6月9日(火)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基準様式第2号)2部及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和8年6月9日(火)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131(内線2263)</p> <p>5 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和8年4月7日(火)から同月22日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2968</p>	<p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>6 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>大分県警察本部のホームページ及び電子入札システム上に令和8年6月12日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に示す再度入札を行うときは、再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>令和8年6月10日(水)から同月12日(金)午後5時まで</p> <p>電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は、入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 提出期限 入札参加承認の日から令和8年6月12日(金)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和8年6月15日(月)午前10時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除する。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 無効入札に関する事項</p>
---	--

令和八年四月七日

大分県 大分県 大分県

九

<p>大分県契約事務規則 (昭和39年大分県規則第22号) 第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部警務部会計課用度係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131 (内線2263)</p> <p>18 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>19 その他</p> <p>(1) 3の(5)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p>	<p>20 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Personal Computer for Oita Prefectural Police integrated information Network</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m.12 June 2026</p> <p>(3) Office Information Administration Division,Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohre-machi,Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
--	--